

○鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成 23 年 4 月 27 日国土交通省告示第 432 号）

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十三年四月二十七日 国土交通大臣 大島 章宏

鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第七十三条第三項ただし書の規定に基づき、鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七十三条第三項ただし書に規定する鉄筋コンクリート造の柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算の基準は、柱に取り付けるはりの引張り鉄筋が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第一号に該当する異形鉄筋である場合においては、次のとおりとする。

- 一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって当該柱に取り付けるはりに生ずる力を平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二の規定に従って計算すること。
- 二 当該柱に取り付けるはりの、はりが柱に取りつく部分の鉄筋の断面に生ずる短期の応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。
- 三 当該応力度が次の式に適合することを確かめること。

$$\sigma \leq \frac{\kappa \sigma_d}{F/4+9}$$

この式において、 $l$ 、 $\kappa$ 、 $F$ 、 $\sigma$ 及び $d$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$l$  柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の、柱に定着される部分の水平投影の長さ（単位 ミリメートル）

$\kappa$  一・五七（軽量骨材を使用する鉄筋コンクリート造については、一・九六）

$F$  令第七十四条第一項第二号に定める設計基準強度（単位 一平方メートルにつきニュートン）

$\sigma$  第二号の規定によって計算した短期の応力度（当該応力度の数値が令第九十条に定める短期に生ずる力に対する許容応力度の数値未満の場合にあっては、当該許容応力度の数値とする。）（単位 一平方メートルにつきニュートン）

$d$  柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の径（単位 ミリメートル）

第二 特別な調査又は研究の結果に基づき当該柱に取り付けるはりの引張り鉄筋の付着力を考慮して当該鉄筋の抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、第一に定める基準によらないことができる。

附 則

この告示は、平成二十三年五月一日から施行する。